

帯広市新総合体育館整備運営事業

実施方針

平成28年5月

帯広市

目 次

| | | |
|-----------|---|----|
| 第1 | 事業の基本的考え方 | 1 |
| 1 | 事業の基本方針..... | 1 |
| 2 | P F I 事業導入の考え方..... | 5 |
| 第2 | 特定事業の選定に関する事項 | 6 |
| 1 | 事業内容..... | 6 |
| 2 | 特定事業の選定及び公表..... | 10 |
| 第3 | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 11 |
| 1 | 募集及び選定の方法..... | 11 |
| 2 | 募集及び選定スケジュール（予定）..... | 11 |
| 3 | 募集及び選定の手続き..... | 11 |
| 4 | 応募者の参加資格要件..... | 13 |
| 5 | S P C の設立等..... | 17 |
| 6 | 提出書類の取扱い..... | 17 |
| 第4 | 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 18 |
| 1 | リスク分担の方法等..... | 18 |
| 2 | 業務品質の確保..... | 18 |
| 第5 | 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 19 |
| 1 | 敷地に関する各種法規制等..... | 19 |
| 2 | 施設要件..... | 19 |
| 第6 | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 21 |
| 1 | 疑義対応..... | 21 |
| 2 | 紛争処理機関..... | 21 |
| 第7 | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 22 |
| 1 | 事業の継続に関する基本的考え方..... | 22 |
| 2 | 継続が困難となった場合の措置..... | 22 |
| 第8 | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | 24 |
| 1 | 法制上及び税制上の措置..... | 24 |
| 2 | 財政上及び金融上の支援..... | 24 |
| 3 | 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱い..... | 24 |

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| 第9 | その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 25 |
| 1 | 議会の議決 | 25 |
| 2 | 本事業において使用する言語、通貨単位等..... | 25 |
| 3 | 応募に伴う費用負担..... | 25 |
| 4 | 情報公開及び情報提供 | 25 |
| 5 | 問合せ先..... | 25 |
| 別紙1 | リスク分担表 | 26 |

第1 事業の基本的考え方

1 事業の基本方針

(1) 目的

現在の帯広市総合体育館（以下「現総合体育館」という。）は、昭和47年に供用を開始し、本年で44年目を迎え、老朽化が著しい状況にある。大会規模の拡大や競技種目の多様化により、施設が狭いという問題も指摘されている。また、現総合体育館は地震等災害時の指定避難場所となっており、大規模な地震に対応するため、抜本的な耐震化の必要が生じている。

一方、スポーツを取り巻く国内環境の変化として、平成23年に施行されたスポーツ基本法、また翌年以降、国や北海道において策定されたスポーツ基本計画等を踏まえ、地方自治体におけるスポーツの環境整備が重要な課題となっている。さらに、多くの人が利用しやすいよう施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、新たなスポーツ競技の受入環境の整備などの対応が求められている。

このため、帯広市（以下「市」という。）は、現総合体育館を建替え、スポーツ活動の新たな拠点として新総合体育館（新総合体育館建物、駐車場・広場・修景施設等の外構の総称。以下「本施設」という。）を整備することを予定している。

(2) コンセプト

「帯広市新総合体育館建設基本調査」、「帯広市新総合体育館建設基本計画」等を踏まえ、次の4つを本施設の基本コンセプトとする。

ア 健康スポーツ都市宣言を推進する体育館

本施設は、障害者を含む子どもから高齢者まで、すべての人を対象とする様々な教室・講座の開催の場とする。また、これらの市民向けの体力づくり、健康づくりの教室・講座開催の指導者を養成する場としての役割を担うとともに、市民の日常的な体力づくり、健康づくりのノウハウや地域での身近な教室・講座情報の提供なども行っていく。

現総合体育館では、年間160日程度、ほとんど毎週末に大会が開催されている状況にあり、本施設では週末を中心に同程度以上の利用が想定されるが、団体の利用が少ない平日の日中などを活用して、個人の体力づくり、健康づくりのための様々な教室・講座を開設していくことにより、施設の有効活用をはかっていく。

このような取組みにより、「健康スポーツ都市」の実現の一翼を担っていく。

イ 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進する体育館

本施設は、基本的にはスポーツをする人たちのための施設であるが、同時にスポーツ観戦を通じて、新たにスポーツをするきっかけをつくる場、元気やエネルギーをもらう場としての役割を担っていく必要がある。このため、様々な人が訪れ、観戦できる環境を整える。

第六期帯広市総合計画、帯広市教育基本計画では、総合体育館を拠点とする総合型地域スポーツクラブの設立を計画している。総合型地域スポーツクラブは、市民の自主運営による住民参加型の会員制スポーツクラブであり、その指導者としてアスリートや競技団体が協力するものである。本施設は、多くの競技団体が利用することから、これら

の団体と総合型地域スポーツクラブとが連携して、市民が様々なスポーツにふれる機会を提供していくことが可能となる。

このような取組みにより、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を実現する体育館を整備し、スポーツ基本法が求める地方の役割を担っていく。

ウ スポーツを通じた交流、にぎわいを創出する体育館

現総合体育館では、多くの大会が開催され、十勝管内はもとより、北海道内外から多くの選手や役員などが訪れている。今後においても一定規模の大会が開催可能な屋内スポーツ施設として整備していく。

また、本施設は、数千人が一堂に会する場としての利用が可能であることから、スポーツ施設としての機能を優先しつつ、交流とにぎわいを創出する場としても活用していく。

本施設の整備、運営にあたっては、スポーツ基本法の理念に則り、市民をはじめ多くの人たちが、自主的かつ自律的にその適性及び身体・健康状態に応じて体育館を活用できるよう配慮する。人々が気軽に訪れ、また、スポーツ以外の目的においても、身近に憩い・交流できる場とし、利用者に十分配慮した施設機能の整備や、安全かつ公正な運営と利便性の提供により、にぎわいの創出を実現する。

エ 管内町村との連携により圏域スポーツを推進する体育館

本施設は、十勝レベル、全道レベルの大会を積極的に開催することにより、市内の競技者はもとより、十勝管内町村の競技者に日頃の練習の成果を発揮する場を提供していく。大会に参加する地元選手のほか、国内外から訪れるプロ選手が活躍する姿を、管内の人たちに気軽に見ることができる機会を提供し、十勝圏域のスポーツ振興に貢献していく。

また、十勝管内では様々なニュースポーツが考案され、管内はもとより国内外に広がっているものもある。現総合体育館においては、帯広市で生まれたゴルゲートの大会を毎年開催しているが、本施設では、これに加え、管内のニュースポーツを紹介するなど、圏域スポーツの情報発信の役割を担う。

(3) 施設の担う役割

ア 日頃の練習や成果を発表できる施設

本施設は、市民をはじめ多くの人たちが集い、練習をし、その成果の発表の場、競いあう場としての役割を担う。

成果の発表の場、競いあう場（＝「するスポーツ」の場）としては、屋内競技を中心とした十勝レベルの大会の開催地として、現総合体育館の役割を引き継ぐとともに、近年盛んになってきているフットサルやハンドボールなどが開催できるよう、現総合体育館では対応できなかった規模を備え、プロ選手など一流の選手を招いた大会が開催できるよう動線にも配慮する。このため、アリーナは各種競技に対応できる規模と設備を備える。また、大会規模や利用形態に応じアリーナを分割可能とし、多様な対応ができるようにする。観客席は、日常（通常）時は収納し、スペースを有効活用できるようにするとともに、大会時等は競技の使用面積に応じ、1階席、2階席等を適切に設けられるようにする。

さらに、大会に応じて必要となる選手控室、放送・記録室、審判員控室などの諸室のほか、器具庫などを整備する。ただし、大会用の諸室は、通常時には更衣室や会議室などに転用できるようにし、施設を有効活用する。また、障害者スポーツにも対応できる仕様とする。

本施設は、大規模な全国大会や全道大会の開催場所としてもその役割を担うこととなるが、その際は、帯広の森の運動施設や近隣町村施設との連携により開催するなどし、過大な施設とならないよう留意する。

イ 身近な地域スポーツ、体力づくりができる施設

市民の日常的な軽運動については、基本的にはこれまで市内で展開してきた学校開放事業やコミュニティセンターといった活動の場を継続して提供していく。本施設では、これらの活動を助長し、「健康スポーツ都市」を実現するため、障害者を含む子どもから高齢者までの幅広い年齢層の利用者を対象に、ライフステージに応じ、スポーツに取り組みためのきっかけづくりとなる教室・講座を積極的に開催していく。

現総合体育館は、競技者利用や大会利用が中心であるが、本施設では、個人利用者との共存をはかるため、大会開催時以外にはアリーナの分割使用や諸室の転用使用、観客席収納により生じたスペースの活用など、施設の有効活用をはかるとともに、保護者がスポーツをしている間に子どもたちが遊びながら体力づくりができるキッズコーナー等子育て中の保護者にも配慮した施設・設備を設ける。また、大会の開催時には選手・役員と観戦者との動線を区分し、それぞれが利用しやすい施設とする。

本施設は、競技者が日常的に集うことから、競技者と市民がふれあい、スポーツの情報発信、交流の場としての役割を担う。

また、現総合体育館と同様、帯広市体育連盟の事務局を担うほか、総合型地域スポーツクラブ等の事務室を設置し、市民を中心とする日常的なスポーツ活動の支援、帯広市内外の総合型地域スポーツクラブや市内の他の体育施設等での教室などの取組みの情報交換・情報発信、人材の育成、一般利用者・競技団体・総合型地域スポーツクラブの共存・交流などが実践できる環境を整備する。

ウ 人々がふれあい、スポーツに興味もてる施設

本施設は、日頃スポーツに親しんでいない人も気軽に訪れることができるよう、くつろげるスペースを設けるほか、市内の競技団体の活動状況や各種スポーツ教室の内容、国内外で活躍している選手の状況や地域で生まれたニュースポーツのことなど、スポーツに関する様々な情報が得られる場としての役割を担う。

また、プロスポーツ選手による子ども向け教室や、少人数利用もふまえたスポーツニーズへの対応など、スポーツを通じた人々のふれあいや、新たなスポーツへの興味・関心を持てる場の提供を促進していくために、多様な用途にも対応ができる施設構成するとともに、人材を配置する。

また、「みるスポーツ」により、スポーツに興味をもってもらえるよう、アリーナには、2階以上に加え1階にも観客席を設けられるようにするとともに、車いす利用者の専用スペースを設置するほか、段差や傾斜への配慮など、観覧する全ての人にやさしい施設とする。

エ 人・環境への配慮や災害時の避難に対応できる施設

本施設は、段差の解消、スロープやエレベーターの設置、洋式トイレの設置等ユニバーサルデザインやバリアフリー対応策を講じ、スポーツをする人も見る人も利用しやすい、人にやさしい施設とする。

また、二酸化炭素排出を抑えるなど、環境にも十分に配慮した施設整備をするとともに、地震等災害時の指定避難場所となっている現総合体育館の役割を引き継ぎ、十分な耐震性等を備えた建物として、防災備蓄倉庫や非常用電源設備等を整備する。

オ 立地環境を活かした施設

本施設は、ジョギングやサイクリングに利用されている河川管理用道路や野球場・サッカー場などの河川敷運動施設との相乗効果を発揮するため、河川敷運動施設にアクセスできるようにし、屋内外の体育施設の連続性を活かした教室を開催していく。

本施設一帯は、十勝川水系河川緑地に編入予定であることから、緑地の連続性に配慮し、緑あふれる体育館として整備する。屋外に設ける一定のまとまりのある広場と植栽や芝生など修景施設を確保することで、体育館利用者に限らず、河川敷を散策する人や周辺住民など多くの来訪者が憩い、交流する場として整備する。

さらに、現総合体育館敷地は、十勝・帯広の発展に深く関わってきた場所であり、国道が交差する立地であることから、地域のランドマーク（目印・象徴）となる施設として整備する。

（４）施設のめざす方向性

ア 個人利用の促進

現総合体育館は、年間 160 日程度、週末を中心に大会や団体による競技練習が行われている。また、トレーニング室の利用は、競技者による筋力トレーニングの利用が中心である。

本施設においては、市民の健康維持・増進や子どもたちの心身の健全な発達のため、個人が気軽に訪れ、軽運動や遊びを通じたからだづくりなどに取り組むことができるよう、施設の整備、教室・講習会の開催などを工夫したい。

また、現総合体育館は段差が多く、障害者や高齢者が利用しづらい。ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を取り入れ、幅広い層が利用しやすい施設としたい。

イ 子育て環境の充実

本市は、年間の晴天日数が多いものの、冬期間を中心に子どもたちが屋内で遊べる施設は多くはない。

本施設においては、屋内に子どもたちが遊びながらからだづくりができるスペースを整えるほか、幼児室や授乳室を整備し、保護者が安心して子育てができる環境をもつ施設としたい。

ウ 障害者スポーツの推進

帯広の森市民プールなど市内の体育施設では、障害の有無に限らず、様々な人が、ともにスポーツする姿が見られる。

本施設においては、ユニバーサルな施設整備が必要であると同時に、多くの人が、と

もに汗を流す教室や講習会、さらには大会の開催についても意を用いた施設整備や事業展開をすることにより、利用者や観客が自然にふれあい、お互いに助け合う場として、心のユニバーサルを育む場として運営していきたい。

2 PFI事業導入の考え方

(1) PFI事業導入の考え方

市では、本施設の整備運営に取り組むにあたり、その手法のひとつとしてPFI (Private Finance Initiative) 事業の導入の可能性を検討した。

本施設においては、現総合体育館では担えなかった障害者を含む子どもから高齢者まで、個人を含めた幅広い利用を促し、これまでスポーツに疎遠だった市民にも気軽に楽しく、スポーツにふれてもらうことをめざしている。施設面の工夫のみならず、市民が本施設に足を運んでもらえるよう、スポーツにふれる教室・講座やイベントを開催していく必要がある。市民のニーズをとらえながら、迅速かつ継続的に工夫や改善を加えるため、民間の自由な発想を活かすPFI事業を導入することが適切と判断した。

また、PFI事業は、施設整備に係る経費を延べ払いとすることにより、建設当初段階の財政負担を軽減することが可能となることも判断材料とした。

一方で、長期間にわたり、本施設の運営を民間事業者に委ねることとなるため、その監視は的確に行うことが必要である。これまでの指定管理者制度で経験し、積み重ねてきたモニタリングの手法を取り入れ、的確に監視していくことが必要である。

(2) 事業者提案に期待する内容

市では、PFI事業を導入することにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを技術面、経営面において積極的に活用し、本施設の設計、建設、維持管理及び運営において、より効率的かつ質の高い公共サービスの提供がはかれることを期待している。公共サービスの提供にあたっては、市がめざす新しい総合体育館像を十分理解し、日常的に市と情報を共有しながら取り組むことを求める。

市は本施設の基本コンセプト、施設が担う役割の考え方に基づき、特に前項「(4) 施設のめざす方向性」に記述した3点において、民間事業者の能力の発揮を期待している。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

帯広市新総合体育館整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

帯広市長 米沢 則寿

(3) 事業の内容

ア P F I 事業の対象施設

- ・総合体育館建物
- ・外構（広場、敷地内の植栽、歩道、駐車場、駐輪場等）

イ 事業方式

帯広市新総合体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）の規定に基づき実施するものとし、事業方式は、同法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が本施設の設計及び建設を行い、市に本施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O : Build・Transfer・Operate）とする。

なお、維持管理・運営にあたっては、選定事業者を指定管理者として指定する。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成52年3月31日までとする。（維持管理・運営期間は20年とする。）

エ 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う主な業務は、以下のとおりを想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、本事業の業務要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）を参照すること。

(ア) 設計業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務

(イ) 建設・工事監理業務

- a 着工前業務
- b 建設期間中業務
- c 完工後業務
- d 本施設の建設に関する情報の発信業務

- e その他業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 開業準備業務

- a 運営体制の確立
- b 事前広報・開館記念事業等
- c 開館準備期間中の本施設の維持管理・運営業務

(エ) 維持管理業務

- a 清掃業務
- b 警備業務
- c 建物設備保守点検業務
- d 設備保守業務
- e 修繕・更新業務
- f 外構保守・敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- g 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- h 什器備品管理業務（事務用品の管理を含む）

(オ) 運営業務

- a 施設利用管理業務
- b スポーツ振興業務（各種スポーツ大会・教室の開催・協力、スポーツ団体等の育成・協力・活用等）
- c 広報・告知・情報発信業務
- d 駐車場管理業務
- e 自動販売機設置・運営業務
- f スポーツ用品貸出・販売等業務
- g その他運営関連業務
- h 自主提案事業

(カ) 経営管理業務

オ 市が行う業務

市が実施するものは、以下の業務を予定している。

そのほか、市と選定事業者の役割分担については、別途募集要項等に示す。

(ア) 施設整備業務

- a 啓北公園等国有地の借用、買収・取得業務
- b 都市計画決定等事業実施に係る業務

(イ) 運営業務

- a スポーツ振興事業（スポーツ団体・指導者の活動支援・育成等）
- b 広報・宣伝業務（選定事業者が行うスポーツ振興事業の市広報紙掲載等）
- c 災害時における避難民対応（避難所としての対応時）

カ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 市からのサービス対価

市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

a 施設整備の対価

本施設の整備に要する費用のうち、選定事業の提案金額をもとに、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、選定事業者を支払う。

b 開業準備の対価

本施設の開業準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設の供用開始後に一括して選定事業者を支払う。

c 維持管理・運営の対価

本施設の維持管理・運営に要する費用のうち、水道光熱費を除く部分で、選定事業者の提案金額をもとに、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、1ヶ月毎に支払う。

d 維持管理・運営に要する水道光熱費

本施設の維持管理及び運営に要する費用のうち、水道光熱費の実費に相当する額で、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、一定期間毎により支払う。

(イ) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料金収入

個人利用料金、専用利用料金、貸室料金である。

※市は、選定事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、選定事業者の収入とする利用料金制を導入する。その場合の利用料金の額は、市が条例で定める使用料の額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

b 自動販売機収入

c スポーツ用品貸出・販売収入

d 自主提案事業収入

※自主提案事業の範囲は、要求水準書（案）等に示す。

キ 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

ク 事業スケジュール（予定）

本施設は、現総合体育館敷地と隣接する啓北公園とを合わせた敷地内に建設する。

建設期間中は、極力、現総合体育館建物を使用しながらの施工とし、新総合体育館建物（以下「建物本体」という。）の竣工後、現総合体育館建物を解体・撤去し、駐車場、

広場等の外構工事を行う。なお、現総合体育館は、平成 31 年 12 月末まで使用する予定である。

また、事業契約は平成 29 年 3 月に締結し、建物本体は平成 32 年 3 月に供用開始、外構を含む本施設の全面供用開始は平成 33 年 10 月までを期限とする。

ケ 本事業の実施に関する協定等

市は、P F I 法に定める手続きに従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については、募集要項等公表時に示す。

(ア) 基本協定

市は、選定事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(イ) 事業契約

市は、基本協定締結を経て、事業者が設立した特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）（以下「S P C」という。）との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約を締結する。S P C は、実施方針、要求水準書、募集要項等、選定事業者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。

コ 事業期間中の大規模改修

建物本体は 60 年以上の使用を想定する。選定事業者は、施設躯体の使用可能期間を示し、その期間中に行うべき一定規模以上の設備・スポーツ機器の更新、外壁・屋根等基本となる躯体の全面的な改修等、施設を良好な状態に維持するための更新・改修の時期を示す中長期更新・改修計画（以下、「中長期計画」という。）を策定し、市に提出する。事業期間中における更新・改修については、中長期計画に基づき、市と選定事業者がその都度、協議したうえで、その経費について基本的に市が予算化する。

中長期計画は、必要な時点において修正を行う。

サ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後、選定事業者は、本施設を良好な状態で市に引き継ぐこと。

また、事業期間終了 2 年前には施設の状況についてチェック・評価を行ったうえ、中長期計画の時点修正を行い、報告書を市に提出すること。

シ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に本事業を遂行できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うが、定量化が困難な場合は定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市のホームページにおいて速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定にあたっては、事業提案、技術提案、価格提案、地元経済への配慮等の内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によることを予定している。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

| | |
|---------------|------------------------|
| 平成28(2016)年5月 | 特定事業の選定及び公表 |
| | 募集要項等の公表（要求水準書（案）等の公表） |
| 平成28年5月～6月 | 募集要項等に関する質問の受付・回答 |
| 平成28年6月 | 資格確認申請書の受付締切 |
| | 資格審査結果の通知 |
| 平成28年7月 | 応募者との対話 |
| 平成28年9月 | 審査資料（提案書）の提出締切 |
| 平成28年10月 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| | 基本協定の締結 |
| 平成28年12月 | 債務負担行為の議決 |
| 平成29(2017)年1月 | 仮契約の締結 |
| 平成29年3月 | 事業本契約の締結 |

3 募集及び選定の手続き

(1) 募集要項等の公表・説明会の開催

市は、募集要項等の公表にあたり、説明会を平成28年5月に開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明を行う。

また、募集要項等は、市ホームページにおいて公表する。

(2) 募集要項等に関する質問・意見の受付

募集要項等に関する市の考え方に対する質問・意見については、説明会の時期に合わせ受け付ける。

回答については、市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、非開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(3) PFI事業審査委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員等により構成される「帯広市新

総合体育館整備運営事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、民間事業者から提出された応募書類の審査・評価等を実施する。

なお、委員の氏名等の公表については、優先交渉権者の公表後とする。

(4) 資格確認申請書の受付

募集に応募しようとする民間事業者は、募集要項等に定めるところにより、資格確認申請書等必要な資料を提出する。

(5) 資格審査結果の通知

市は、資格確認申請書等を提出した民間事業者(以下「応募者」という。)を対象に参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。参加資格があると認められた応募者に限り、審査資料(提案書)を提出することができる。

(6) 応募者との対話

参加資格があると認められた応募者は、審査資料の作成にあたり、市との対話を行うことができる。

(7) 審査資料の受付

審査資料の提出資格があると認められた応募者は、募集要項等の定めるところにより、本事業を実施するための審査資料を提出する。

(8) 優先交渉権者の選定

市は、審査資料を提出した者を対象に、審査委員会における審議の結果を踏まえ、審査資料を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(9) 審査結果の通知及び公表

市は、提案を総合的に評価した結果について、審査資料を提出した各応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載等により公表する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、「第2・1・(3)・エ・選定事業者が行う業務」に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されること。

応募者を構成する企業（以下、S P Cに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を1社定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

イ S P Cへの出資については、以下の要件を満たすこと。

(ア) 構成企業である株主の議決権の合計が、S P Cの株主総会における全議決権の3分の2を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。

(イ) 上記(ア)により、構成企業が保有する株式は、本事業の事業契約が終了するまで保有することとし、市の承諾がない限り、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ 応募者は、応募にあたり、構成企業及び協力企業それぞれが、本業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。また、本事業の実施に際し、本業務以外の業務を担う企業を提案することは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。

なお、応募者の構成企業のうち1社が本業務に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また各業務は、業務範囲や責任の範囲を明確にしたうえで構成企業または協力企業の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者または資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

エ 特別な事情があり、かつ市が承認した場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。

オ 構成企業及び協力企業のいずれかが、他の応募者の構成企業または協力企業となることは認めない。

カ 構成企業及び協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の構成企業または協力企業となることは認めない。

キ 上記ウ及びカにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が他の会社の役員を兼ねている場合の会社をいう。

ク 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成企業または協力企業として参加していないこと。

なお、本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業は次のとおりである。

- ・みずほ総合研究所株式会社（本社所在地：東京都千代田区内幸町一丁目2番1号）
- ・株式会社石本建築事務所（本社所在地：東京都千代田区九段南四丁目6番12号）
- ・西村あさひ法律事務所（所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー）

（２）応募者の参加資格要件

ア 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

次のいずれにも該当しないこと。応募にあたっては、該当しないことを証する書類の提出を求めることがある。（第三者の証明書や自己申告書の提出。詳細については、募集要項等で示す。）

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

（イ）資格確認申請書の受付締切日から審査資料の提出締切日までの間において、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止措置を受けている者

（ウ）資格確認申請書の提出時点及び審査資料の提出時点において、手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

（エ）資格審査申請書の提出時点及び審査資料の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められる者（子会社・親会社を含む）

（オ）資格確認申請書の提出時点において、市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

（カ）帯広市暴力団排除条例（平成25年12月17日条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、第2条第3号に規定する暴力団関係事業者、または、第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（キ）その他、PFI法第9条各号のいずれかに該当する者

イ 構成企業の参加資格要件

構成企業は、次の要件を満たすこと。応募にあたっては、要件を満たすことを証する書類の提出を求めることがある。詳細については、募集要項等で示す。

- (ア) P F I 事業の経験（構成企業、協力企業としての P F I 事業実績）、またはこれら企業としての応募、入札実績等、もしくは P F I 事業に関する知識の習得・ノウハウの収集等の取組みがあること
- (イ) 定期的な取締役委員会等を開催していること
- (ウ) 人事・給与等に関する規定を設けていること

ウ 個別の参加資格要件

構成企業または協力企業は、それぞれの業務において、以下に示す要件を満たすこと。建設業務を担う者及び運營業務を担う者は、それぞれ少なくとも 1 者は構成企業であることを要する。

(ア) 設計業務を担う者

応募者を構成する者のうち、設計業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件は 1 者以上が該当すること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登載されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の実設計実績（元請に限る。）を有している者。なお、その設計業務実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(イ) 工事監理業務を担う者

応募者を構成する者のうち、工事監理業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件については 1 者以上が該当することとする。

- a 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登載されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の工事監理実績を有する者。なお、その工事監理業務実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(ウ) 建設業務を担う者

応募者を構成する企業のうち、建設業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す a、b 及び c の要件については全ての者がいずれにも該当し、d の要件は 1 人以上が該当すること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（工事）」に登載されている者
- c 上記 a の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たす者。
または上記 b における建設工事格付けが A ランクの者
 - ・ 建築一式工事 900 点以上
 - ・ 土木一式工事 900 点以上
 - ・ 電気工事 800 点以上
 - ・ 管工事 800 点以上
- d 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した建設業務で、延床面積 2,000 ㎡以上の体育館または体育施設の新築工事の施工実績（元請）を有する者。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること。

(エ) 維持管理業務を担う者

応募者を構成する者のうち、維持管理業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の公共施設維持管理業務実績を有する者とする。なお、維持管理業務中、清掃業務または警備業務もしくは設備保守業務のうち、少なくとも一業務については、平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登載されている者であること。

(オ) 運營業務を担う者

応募者を構成する者のうち、運營業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の体育施設運營業務（施設利用管理業務、スポーツ振興業務等運營業務において主要となる業務）実績を有する者とする。

なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 人以上が上記の要件を満たしていること。

(3) 地元経済への配慮

構成企業及び協力企業には、可能な限り帯広市内に本店または受任先の支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、工事開始から運營業務期間終了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

5 S P Cの設立等

S P Cは、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立する。当該S P C は、帯広市内に本店を置き、事業契約期間中は継続して市内に本店を置くこと。

なお、当該S P Cは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額であること。また、株式を公開しない閉鎖会社とするともに、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。なお、役員等の選任にあたっての留意事項は、募集要項等で示す。

6 提出書類の取扱い

（1）著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができる。なお、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しない。

（2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うこと。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべてまたは一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、詳細については、事業契約書において定める。

(3) リスクが発生した場合の費用負担の方法

市または選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが発生した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担することを原則とする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが発生した場合の費用負担の方法については、募集要項等において示し、詳細については、事業契約書において定める。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書（案）として提示する。

(2) 選定事業者による業務品質の確保

選定事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書（案）に示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については、事業契約書において定める。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

| | |
|--------|---|
| 事業用地 | 帯広市大通北1丁目 1番1 帯広市大通北2丁目 1番1、14番1 帯広市西1条北1丁目 1番7、1番8、3番 帯広市西1条北2丁目 2番、4番、5番1、7番1、 10番1、11番1の内、11番2、 12番1 帯広市西2条北2丁目 21番1、25番、25番地先 |
| 地域地区 | 第二種住居地域・近隣商業地域 ※事業用地は、都市計画緑地（十勝川水系河川緑地）に編入予定 このため、都市公園法の適用を受けることとなる。 |
| 土地の所有 | 市有地 ※事業用地のうち、一部は国有地であるが、建設着手までに市が購入及び借用を予定 |
| 敷地面積 | 約 27,130 m ² |
| 法定建ぺい率 | 第二種住居地域 60% 近隣商業地域 80% |
| 法定容積率 | 第二種住居地域 200% 近隣商業地域 300% |

2 施設要件

本施設の構成は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書（案）に示す。

| 区分 | | 概要 |
|----------|-----------|--|
| 新総合体育館建物 | アリーナ | <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナの総床面積は 3,500 m²以上 ・バスケットボールコート4面配置可能な一体型アリーナ ・バスケットボールコート3面と同1面を分けて配置するメイン・サブアリーナ（以下「分離型アリーナ」という。）とする提案も可 ・一体型アリーナ、分離型アリーナのメインアリーナの天井高は14m以上、分離型アリーナのサブアリーナの天井高は12.5m以上 |
| | ランニングコース | <ul style="list-style-type: none"> ・走路幅 3.0m 以上 |
| | 多目的室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 200 m²程度 ・ エアロビクス、ダンス、ヨガ、卓球、武道など多目的に利用 ・ 少なくとも壁面1面は鏡張り ・ 会議室や研修室として利用することも想定 |
| | アーチェリー練習場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ シューティング線から標的線までは 30m、幅 5m 以上 |

| | | |
|--------|----------------------|---|
| | トレーニング室、 健康・体力相談室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 400 m²以上 ・ トレーニング室内に健康・体力相談室を確保 |
| | 交流施設等諸室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室・研修室：200 m²以上、幼児室：100 m²程度、キッズコーナー：100 m²程度、談話室・ラウンジ：100 m²程度、授乳室：20 m²程度 |
| | その他諸室 | 事務室、応接室、医務室、防災備蓄スペース等 |
| 外 構 | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般車両 300 台程度、大型バス 10 台以上 ・ 車いす利用者用駐車施設 5 以上 ・ 駐輪場 100 台以上、バイク等置場 10 台以上 |
| | 広場・修景施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者の準備運動や散策者の休憩スペースなど多目的に利用可能な一定のまとまりのある広場を確保 |

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

市が募集及び選定の手続きにおいて配布した一切の資料、さらに当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した提案書、並びに市と民間事業者との間で締結された協定書等の解釈について疑義が生じた場合は、市と民間事業者は、本事業の円滑な継続を前提として、誠意を持って協議のうえ、解決をはかる。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

選定事業者においては、出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じること。なお、SPC及びSPCの役員は、出資企業の経営状況に影響を受けることのないよう、PFI事業者としての十分な責任と自覚を持って事業を実施すること。

また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じること。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出を求め、その実施を求めることができる。この場合において選定事業者が当該期間内に改善または修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定の取り消しを求めることができる。

イ 上記アの規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について、市に対して賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 市または選定事業者のいずれか責めに帰すことのできない不可効力、その他の事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は、事業契約を解除することができる。この場合市は指定管理者の指定を取り消す。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合の市または選定事業者に生じる損害についての取扱いは、募集要項等で示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

(1) 現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については応募者が自らのリスクで実行すること。

3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱い

(1) 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という。）の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において、当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

(2) 市としては、PFI推進機構の出融資を確約するものではなく、PFI推進機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接PFI推進機構に問い合わせること。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本施設の設置・管理条例に関する議案及び債務負担行為に関する議案を平成 28 年 12 月の帯広市議会定例会に、契約に関する議案及び指定管理者の指定に関する議案を平成 29 年 3 月の帯広市議会定例会にそれぞれ提出することを予定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

| | |
|--------|---|
| 場所 | 帯広市教育委員会生涯学習部スポーツ振興室 |
| 所在地 | 〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 |
| TEL | 0155-65-4210 |
| FAX | 0155-23-6142 |
| E-mail | sports@city.obihiro.hokkaido.jp |
| URL | http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shougaigakusyubu/supo-tusinkousitsu/taiikukan.html |

別紙1 リスク分担表

リスク負担者が市及び選定事業者の両方となっているリスクについては、今後、それぞれの具体的な負担割合を募集時に示す。

(凡例：「○」主たる負担者、「△」従たる負担者)

1. 共通事項

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|---------|--|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 計画変更 | 市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの | 1 | ○ | |
| 施策変更 | 市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの | 2 | ○ | |
| 公募書類 | 入札説明書等の誤りによるもの | 3 | ○ | |
| 資金調達 | 市が必要な資金を調達できない場合 | 4 | ○ | |
| | 選定事業者が必要な資金を調達できない場合 | 5 | | ○ |
| 法令等変更 | 本事業に直接関係する法令等の新設・変更（税制度を除く）によるもの | 6 | ○ | |
| 税制度の変更 | 法人税の変更によるもの | 7 | | ○ |
| | 税制度の改正による、選定事業者の収支の影響 | 8 | ○ | |
| | 本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更によるもの | 9 | ○ | |
| | サービス対価の支払に係る消費税法の変更によるもの | 10 | ○ | |
| 金利変動 | 本施設の取得及び所有に関する税制度の変更によるもの | 10 | ○ | |
| | 基準金利確定前の金利変動に関するもの | 11 | ○ | |
| 許認可の遅延等 | 基準金利確定後の金利変動に関するもの | 12 | | ○ |
| | 選定事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの | 13 | ○ | |
| 住民対応 | 上記以外の選定事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの | 14 | | ○ |
| | 本事業を行政サービスとして実施すること及び市からの提示条件（自主提案事業を除く。）に関する住民運動等 | 15 | ○ | |
| 環境保全 | 上記以外の調査・工事等の選定事業者の業務に関する住民運動等 | 16 | | ○ |
| | 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音・光・臭気に関するもの | 17 | | ○ |
| 契約締結 | 市の責めにより事業契約が締結できない場合 | 18 | ○ | |
| | 選定事業者の責めにより事業契約が締結できない場合 | 19 | | ○ |
| | 上記以外により事業契約が締結できない場合 | 20 | △ | △ |

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|------------|--|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市または選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。）に伴い、設計または工期の変更、設備の修復等により生じる選定事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能 | 21 | △ | △ |
| スポーツルールの変更 | 公式試合のルール変更等に伴い、市が指示した備品の更新が必要となる場合 | 22 | ○ | |
| | 公式試合のルール変更等に伴い、ライン等の変更が必要となる場合 | 23 | | ○ |

2. 設計・建設段階

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|-------------|--|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 測量調査 | 市が行った調査の不備、誤り等によるもの | 24 | ○ | |
| | 選定事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの | 25 | | ○ |
| 土壌汚染 | 市が事前に公表した資料に明示されているもの | 26 | | ○ |
| | 市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染が発見された場合 | 27 | ○ | |
| 埋蔵文化財発見 | 市が事前に公表した資料に明示されているもの | 28 | | ○ |
| | 市が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財が発見された場合 | 29 | ○ | |
| 用地 | 市が事前に公表した資料に明示されているもの | 30 | | ○ |
| | 市が事前に公表した資料からは予見できない地中障害物等が発見された場合 | 31 | ○ | |
| 設計 | 設計の不備、誤り等によるもの | 32 | | ○ |
| 設計変更 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの | 33 | ○ | |
| | 上記以外の事由による設計変更に伴うもの | 34 | | ○ |
| 建設工事の遅延・未完工 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事の遅延や未完工 | 35 | ○ | |
| | 上記以外の事由による工程変更に伴うもの | 36 | | ○ |
| 工事監理 | 事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの | 37 | | ○ |
| 物価変動 | 建設資材費・賃金水準等の変動に伴うもの | 38 | △ | △ |

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|--------|---|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 建設工事費 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大 | 39 | ○ | |
| | 上記以外の要因による建設工事費の増大 | 40 | | ○ |
| 第三者賠償 | 建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払義務の発生 | 41 | | ○ |
| 地盤沈下 | 建設工事に伴う地盤の沈下による、建設工事費の増加 | 42 | | ○ |
| 要求性能未達 | 工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合 | 43 | | ○ |

3. 維持管理・運営段階

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|-----------------------|--|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 施設瑕疵 | 施設の引渡後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合 | 44 | | ○ |
| | 施設の引渡後11年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合 | 45 | ○ | |
| 性能 | 市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの | 46 | | ○ |
| 物価変動 | 運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ | 47 | △ | △ |
| 需要変動(収入及び業務費) (※1) | 市の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動 | 48 | ○ | |
| | 需要変動による収入の減少 | 49 | | ○ |
| 水道光熱費変動(※2) | 物価変動以外の要因による水道光熱費の変動 | 50 | △ | △ |
| 自主提案事業 | 自主提案事業の実施に係るすべてのリスク | 51 | | ○ |
| 施設・備品の損傷・盗難等 | 選定事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等 | 52 | | ○ |
| | 上記以外の要因による損傷等 | 53 | △ | △ |
| 債務不履行 | サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害 | 54 | | ○ |
| | 支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害 | 55 | ○ | |
| 支払遅延・不能 | 市の事由による支払遅延・不能によるもの | 56 | ○ | |
| 第三者賠償 | 選定事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音、振動、臭気等の発生による賠償 | 57 | | ○ |
| | 上記以外に起因する事故等の発生による賠償 | 58 | △ | △ |

| リスクの種類 | リスクの内容 | 番号 | 負担者 | |
|----------|---|----|-----|-------|
| | | | 市 | 選定事業者 |
| 施設明け渡し | 施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続きに伴う損益等 | 59 | | ○ |
| | 事業期間終了時における要求水準の保持 | 60 | | ○ |
| 災害時の運営中断 | 災害時に体育館が避難所となることで、スポーツ施設として運営を継続することができない | 61 | ○ | |

※1 利用者等から得る収入に関するリスク

需要変動による収入の減少へのリスク対応は事業者の責任において行う。

利用料金収入、受講料収入の考え方は以下のとおり。

(1) 利用料金収入（個人・専用使用料金、貸室料金（機器使用料））

市が条例で定める額を上限に事業者が決定する。条例においては、幼児・小中学生の個人使用料は無料とするほか、高校生、65歳以上高齢者の個人使用料はおとなの使用料の半額としている。また、小・中学生、高校生の団体による専用使用は一般専用使用料金よりも低い設定をしている。

(2) 受講料収入（事業者が実施するスポーツ等の教室の受講料）

市が求める市民向け健康増進、スポーツ振興の事業として実施する教室、講座の開催のために使用する諸室の使用料は無料とする。

これらの教室、講座の開催により事業者が得る受講料等は、事業者の収入とし、当該年度または翌年度以降のスポーツ振興事業の経費のほか、市民の健康スポーツ増進のため事業等の財源とすることを基本とする。

※2 水道光熱費リスクについて

本事業においては、新たに整備する施設であることから、電気、水道、燃料の使用量を正確に予測することは困難である。このため、供用開始後5年間はその実費相当額を市が支払うことを基本とし、6年目以降については、過去5年間の実績をもとに、指定管理者制度におけるリスク分担に準じた考え方をを用いることとする。